

裾野駅西・地区計画の届出について

1. 届出が必要な行為

行 為	内 容
①土地の区画形質の変更	土地の分割、切土、盛土等で 1,000㎡未満のもの
②建築物の建築	新築、増築、改築または移転(建築物に付属する門またはへいを含みます。)による建築物の建築
③工作物の建設	看板、案内板、広告塔の建設
④建築物の用途変更	用途変更後の建築物が、用途の制限に適合しないこととなる場合に限る
⑤建築物・工作物の形態意匠の変更	建築物の外壁及び屋根の色彩の変更

2. 届出の方法

◎届 出 先 裾野市 建設部 まちづくり課 裾野駅周辺整備室

◎届出の期日 **工事(行為)着手の30日前まで**

(建築確認申請を要する行為の場合は建築確認申請前に届出をしてください。)

◎届出書類等 地区計画区域内における行為の届出書及び設計図書 **2部**

◎添付書類一覧

添付書類	縮 尺	必 要 事 項
届出書		かき又はさくの計画がない場合は、Ⅶの欄に“現在のところ計画なし”と明記すること
位置図	1/3,000 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内周辺の公共施設を表示
設計図	1/200 以上	【区画形質のみ】造成計画平面図
配置図	1/200 以上	排水系統及び占用の許可の旨、垣及び柵の位置、壁面と道路境界・隣地の距離 前面道路の最高点より建築物の敷地の地盤面の高さを表示
敷地求積図	1/200 以上	敷地面積を表示
立面図	1/100 以上	2面以上。建築物の外壁及び屋根の色彩、高さ、軒高を表示、垣又は柵の構造、盛切土の高さを表示
平面図	1/100 以上	建築物である場合に限る
チェックリスト		必要事項を記入の上、届出書に添付